

入札説明書

次の委託業務について、一般競争入札により執行します。
委託の概要、入札参加資格要件等については、下記のとおりです。

1. 公告日

令和8年3月5日（木）

2. 競争入札に付する事項等

- (1) 業務名 令和8年度 奈良中心市街地の交通に関する広報業務委託
- (2) 業務場所 奈良中心市街地
- (3) 業務内容 仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約日から令和9年3月26日まで

3. 担当部署

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地
奈良中心市街地公共交通活性化協議会事務局
(奈良県 県土マネジメント部 道路建設課 企画係)
電話番号 0742-27-7495
メールアドレス dorok@office.pref.nara.lg.jp

4. 入札方法

郵便入札により執り行います。

5. 競争入札に参加できる者の資格

本件一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たした者としてします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て〔同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」といいます。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。〕をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (5) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)に基づく競争入札参加資格者名簿のうち、主たる営業種目が「Q5 広告・イベント業務」に登録をしていること。なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は次に示す場所に資格審査の

申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県会計局総務課 調達契約係（奈良県庁本庁舎 1 階）

電話番号 0742-27-8908

- (6) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- (7) 国または地方公共団体（協議会等を含む）が発注した本業務と類似の業務を、過去 5 年以内（令和 3 年 3 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日まで）に受託し、適切に業務を履行した実績があること。

※類似の業務：インターネット広告を含む広報業務

6. 競争入札参加資格の適合

(1) 競争入札参加資格の確認

競争入札参加資格の適否の承認を、次に掲げる競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認書類により受けなければなりません。なお、入札参加者は、入札開札の日の前日までの間に提出書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

- ① 競争入札参加資格確認申請書兼誓約書<別紙 1>
- ② 5. の（7）を証明する書類<別紙 2>
- ③ 提出期限及び場所

提出期限 令和 8 年 3 月 16 日（月）16 時 30 分まで
（受付は、9 時 00 分から 16 時 30 分まで）

提出場所 「3. 担当部署」と同じ

提出部数 各 1 部

上記提出期日までに必要書類を持参又は郵送にて提出してください。

(2) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 入札参加資格について審査のうえ、入札参加資格に適合すると認める者には入札参加資格適合書<別紙 4>を送付し、入札参加資格を有すると認められない者には入札参加資格に適合しないことについて<別紙 5>を通知します。
- ② 入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、通知日から起算して 3 日（土曜、日曜、祝祭日を除く。）以内に、同通知書を 3. の担当部署に持参して説明を求められます。
- ③ 入札参加資格がない旨の通知の説明の請求に対しては、請求を受けた日から起算して 3 日（土曜、日曜、祝祭日を除く。）以内に回答するものとします。

(3) その他

- ① 提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
- ② 提出された書類は、競争入札参加資格確認に使用する以外は無断で他の資料として使用しません。
- ③ 提出された書類は返却しません。

7. 本説明書及び仕様書に関する質問

入札説明会は実施しません。質問書を電子メールで提出してください。<別紙 3 >

(1) 提出期限及び提出先

提出期限 令和 8 年 3 月 10 日（火）12 時 00 分まで

提出先 「3. 担当部署」と同じ

(2) 質問は電子メールで提出し、電話にて受信の確認をしてください。

(3) 質問提出後、質問内容について疑義照会を行う場合があります。令和8年3月11日(水)までに疑義照会に対する回答がない場合は、その質問に対し回答を行いません。

(4) 回答は、次のとおり閲覧に供します。

日時 令和8年3月12日(木)から令和8年3月26日(木)まで
(土曜・日曜・祝祭日を除く)

8時30分から17時15分まで

場所 「3. 担当部署」と同じ

(ホームページ上にも掲載します。)

ホームページアドレス：<http://www.pref.nara.jp/17539.htm>)

なお、回答内容に関する再質問は一切受け付けしません。

8. 入札、開札の日時及び場所

(1) 日時 令和8年3月27日(金)13時00分

(2) 場所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県庁本庁舎6階 入札室

9. 入札方法に関する事項

(1) 入札書

入札書については、<別紙6>によります。(入札書記載例<別紙7>を参照)

- ① 入札書の入札者欄には、住所、名称等、日付(入札日)を記入してください。
- ② 入札書への金額の記入には、アラビア数字(0, 1, 2, 3・・・)の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを付け、総額を記入してください。
- ③ 入札において使用する通貨は、日本国通貨に限ります。
- ④ 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を除いた金額を記載してください。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格(1円未満切り捨て)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- ⑤ 入札者の印鑑は、入札参加資格確認申請書と同じ印鑑を押印してください。
- ⑥ 「入札者」は本人名義に限り、代理人名義の入札は認めません。
- ⑦ 入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることができません。

(2) 封筒の作成方法

封筒については、郵便封筒記載例<別紙8>によります。

- ① 「内封筒」及び「外封筒」の二重封筒とします。
- ② 「内封筒」に入札書を入れ、表面に入札件名、入札日、名称等を記入してください。内封筒裏面の2カ所を入札書で押印した印で封印(割印)してください。なお、内封筒の規格は、原則として長形3号(120mm×235mm)とします。
- ③ 「外封筒」に上記②で作成した内封筒及び入札参加資格適合書(写)を入れ、表面には、指定した提出場所、入札件名、入札日等を記入し、「入札書在中」と朱書きしてください。裏面には、差出人の住所、名称等を記入し、1カ所を入札書で押印した印で封印(割印)してください。なお、外封筒の規格は、原則として、角形2号(240mm×332mm)とします。

(3) 入札執行回数

2回を限度とし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って有効な入札を行った者がいないときは、直ちに再度入札を行うものとします。ただし、再度入札は、当該入札に参加しよ

うとする者がいない場合は行いません。

- (4) 再度入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合

2 回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づき随意契約の手続きに入ることがあります。

- (5) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って有効な入札を行った者がいないときは、直ちに再度入札を行いますので、入札書は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書の差し出しを認めるものとします。

初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書（又は再度入札辞退を含む）を別々に封緘し、封書の表面に入札件名、入札日等を記入し、「入札書（初度入札）在中」および「入札書（再度入札）在中」（又は「再度入札辞退」と各々記入し、令和 8 年 3 月 26 日（木）16 時 30 分までに到着するようにしてください。再度入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。

封書が初度又は再度の明記の区別なく 2 通郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が 1 通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした 2 以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不用となった場合は返送します。

10. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。なお、無効の入札をした者については、再度入札に加わることができません。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 発注者の定める入札条件に違反した入札
- (3) 入札に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の脱落等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 入札記載の価格を加除訂正した入札
- (6) 同一入札者がなした 2 以上の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (8) 虚偽の申請を行った者の入札
- (9) その他、入札に関する条件に違反した入札

11. 入札書の提出

郵便（一般書留又は簡易書留）のみ受け付けます。

- (1) 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で入札書を郵送した場合には、入札が無効となりますのでご注意ください。（例：一般郵便又は速達の場合）

郵送の手続の際渡される「差出控え」は、開札が終わるまで保管してください。

- (2) 郵便入札提出期限までに到達するよう郵送してください。指定と異なる提出先に送付した入札書又は到着期限を超過した後に到着した入札書は、理由のいかんを問わず無効とします。
- (3) 一度提出された入札書の撤回、書換え、差し替え等をすることはできません。（所定の方法以外で提出された入札書も含みます。）

提出期限 令和 8 年 3 月 26 日（木）16 時 30 分必着

提出先 〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良中心市街地公共交通活性化協議会事務局

（奈良県県土マネジメント部道路建設課企画係）

- 提出内容 ①入札書【内封筒に入れてください】
 ②入札参加資格適合書（写）【外封筒に入れてください】

12. 落札者の決定方法

(1) 開札及び立会

- ① 開札は、入札公告で示す日時及び場所において公開で行うものとし、当該入札参加者の中から原則として1名以上の立会人を選任し、「開札立会通知書」＜別紙9＞を送付します。開札日時になっても立会人が参集しない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。
- ② 開札の立会時には印鑑（認印可）、開札立会通知書、代理人を立ち合わせる場合は、「開札立会人委任状」＜別紙10＞を持参してください。
 ※開札立会人委任状などを持参しない代理人は、立ち会いをすることができません。
- ③ 開札立会人は、開札終了後、当該入札（開札）が公正かつ適正に執行されたことを「開札立会確認書」＜別紙11＞に記名・押印し、確認するものとします。

(2) 落札者の決定

- ① 当該入札にあつては最低制限価格を設けないので、有効な入札書を提出したものであつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って入札をした者を落札者とします。
- ② 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、「くじ」により順位を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。
- ③ 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の要件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行できるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。
- ④ 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しない場合は、随意契約に移行する場合があります。

13. くじ引き

(1) くじ引き

開札の結果、落札者となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、それらの者があらかじめ入札書に記載した「くじ番号」を基に、下記に定める「くじ引きの方法」により、順位及び落札者を決定します。このため、入札書には「くじ番号」（任意の3桁の数字）を入力してください。

※番号の記載がない、あるいは数字が特定できない場合は、「000」を割り当てます。

(2) くじ引きの方法

- ① 落札者となるべき同価格の入札をした者（以下「くじ対象者」という。）について、入札書提出の受付番号（以下「入札書受付番号」という。）順に、0, 1, 2・・・と落札判定番号を割り当てます。
- ② くじ対象者の入札書に記載されたくじ番号及びくじ対象者の入札書受付番号を合算し、くじ対象者数で除して余りを求めます。
- ③ ②で求めた余りと①の落札判定番号とが一致する者を落札者として決定します。次順位者は落札者の落札判定番号の次の番号の者とします。（例：0→1→2→0）

算定例（落札者となるべき同価格の入札をした者（くじ対象者）が3者の場合）

くじ対象者	A社	B社	C社
ア) 入札書受付番号	1	2	3
イ) 落札判定番号(アの小さい順)	0	1	2

ウ) くじ番号(任意の3桁の数字)	111	789	321
エ) アとウを合計した数字	112	791	324
オ) エの総合計÷くじ対象者数	1227÷3		
カ) オの余り	0		
キ) 落札者	A社(次の順位者は、イの落札判定番号が1のB社)		

14. 契約書作成の要否

要します。落札者は、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第17条第1項の規定に基づき、落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。なお、契約期間は委託期間及び報告書提出期間を含めた期間とします。

15. その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(2) 入札保証金

免除します。ただし、落札者が落札後契約を締結しない場合は、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第11条第2項に基づき、入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償請求します。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。

ただし、奈良県契約規則第19条第1項ただし書きの規定(保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等、将来契約を履行しないこととなるおそれがないとみとめられる者)に該当する場合は、免除します。

契約の相手方が本契約に違反して契約を解除された場合は、契約保証金は違約金として発注者に帰属します。ただし契約保証金を免除されている場合には、解除違約金として契約金額の100分の10に相当する額を発注者に納付するものとします。

(4) 本件入札に関する一切の費用は、入札者の負担とします。

(5) 目的外使用の禁止

この入札書説明書の交付を受けた者は、発注者から提供を受けた入札関連の文書を第三者に漏洩、並びに本件入札及び契約等以外の目的に使用してはいけません。

(6) 入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(7) 落札決定後、翌年度以降の発注者の歳入歳出予算において、当該予算が議決されなかった場合は契約を締結しません。

(8) 暴力団排除条例に伴う留意事項

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除します。また、契約を解除した場合は、損害賠償責務が生じます。

- ① 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）において、奈良中心市街地公共交通活性化協議会事務局長（奈良県県土マネジメント部道路建設課長）が契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
 - ⑧ 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良中心市街地公共交通活性化協議会事務局長（奈良県県土マネジメント部道路建設課長）に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (9) 公契約条例に関する遵守事項
本業務を受注しようとする者は、〈別紙〉公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）を理解した上で受注すること。
- (10) その他
この説明書に定めのない事由については、地方自治法（昭和22年4月法律第67号）、同法施行令（昭和22年5月政令第16号）、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）などに規定するところから従うものとします。

16. 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止することがあります。この場合における損害は、発注者は保証しません。

17. 契約の仕様等に関する問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良中心市街地公共交通活性化協議会事務局
（奈良県 県土マネジメント部 道路建設課 企画係）
電話番号 0742-27-7495

18. 交付書類

- 別紙1 競争入札参加資格確認申請書兼誓約書
- 別紙2 契約履行証明書
- 別紙3 入札説明書及び仕様書に関する質問書
- 別紙4 入札参加資格適合書
- 別紙5 入札参加資格に適合しないことについて（通知）
- 別紙6 入札書
- 別紙7 入札書記載例

- 別紙 8 郵便封筒記載例
- 別紙 9 開札立会通知書
- 別紙 10 開札立会人委任状
- 別紙 11 開札立会確認書

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。